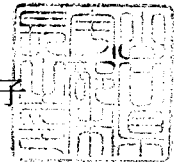


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により公告し、下記のとおり縦覧に供する。

令和 2 年 (2020 年) 3 月 12 日

宇部市長 久保田 后子



- 1 協議の場を設けた区域の範囲  
二俣瀬地区（田ノ小野集落）
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日  
令和 2 年 2 月 18 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
法人 1 経営体
- 4 対象地区の現状  
集落農地の約 68% を中心経営体が耕作している
- 5 対象地区の課題  
高齢化や後継者不足により、離農する者が増えていくが、守らなければいけない農地については中心経営体を中心に管理していく必要がある為、構成員の増員や後継者の育成に全力をあげる必要がある
- 6 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針  
法人を管理運営していくため農作業従事者の確保により対応していく
- 7 6 の方針を実現するために必要な取組に関する方針  
作物生産に関する取組、自然環境への取組、鳥獣被害防止対策への取組、農福連携の推進